

専決処分の報告について
(令和 7 年度市営住宅明渡等請求訴訟提起)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成12年3月24日議会の議決により指定された、那覇市営住宅条例に関する訴えの提起について、次のとおり専決処分する。

令和7年8月12日

那覇市長 知念 覚

1 事 件 名 令和7年度 市営住宅明渡等請求訴訟提起

2 相 手 方

名義人 住所 那覇市首里石嶺町2丁目127番地
石嶺市営住宅

氏名

3 理 由

迷惑行為（住戸内における大量のゴミの堆積）による入居者の禁止事項違反（那覇市営住宅条例第42条第1項第5号）